

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

平成26年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

平成26年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	46
第21表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況	47
第22表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況	47
第23表 民間における単身赴任手当の支給状況	47
第24表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況	47
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	48

3 生計費及び労働経済指標関係

平成26年4月の標準生計費算定方法の概要	49
第26表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	50
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	51
第27表 労働経済指標	52

4 その他

第28表 職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移	54
第29表 長期療養者数の推移	54

1 職員給与実態調査関係

平成26年度職員給与実態調査の概要

平成26年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

平成26年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成4年3月31日付け出総第170号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			18,215	4,519	2,161	3,381
知事			3,733	3,325		4
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			6	6		
代表監査委員			19	19		
教育委員会	本庁等		348	177		81
	県立高等学校等		3,575	265		3,295
	市町村立小中学校		8,025	395		
人事委員会			15	15		
警察本部長			2,458	281	2,161	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人 7,713	人 192	人 17	人 139	人 93
	170	17	128	89
79	9			2
14			1	
7,620			10	
	13			2

第2表

給料表別

区分		給料表			
		計	行政職	公安職	教育職(1)
職員数(人)		18,215	4,519	2,161	3,381
扶養親族数(人)		19,332	5,289	2,871	3,609
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,562,059,571	1,518,333,083	698,629,817	1,239,004,628
	給料の調整額(円)	22,477,016	582,900	95,400	12,007,165
	教職調整額等(円)	147,711,256			45,356,275
	給料の特別調整額(円)	90,694,055 (101,926,700)	25,518,900 (30,135,200)	5,381,110 (6,198,100)	10,464,700 (11,392,800)
	扶養手当(円)	183,890,500	50,837,500	28,751,000	33,556,500
	地域手当(円)	3,487,194	1,626,064	358,760	
	諸手当(円)	252,320,135	55,874,618	25,802,038	47,197,891
	給与総額(円)	7,262,639,727 (7,273,872,372)	1,652,773,065 (1,657,389,365)	759,018,125 (759,835,115)	1,387,587,159 (1,388,515,259)
扶養親族数(人)	給料月額(円)	360,255	335,988	323,290	366,460
	給料の調整額(円)	1,233	128	44	3,551
	教職調整額等(円)	8,109			13,415
	給料の特別調整額(円)	4,979 (5,595)	5,647 (6,668)	2,490 (2,868)	3,095 (3,369)
	扶養手当(円)	10,095	11,249	13,304	9,925
	地域手当(円)	191	359	166	
	諸手当(円)	13,849	12,367	11,938	13,956
	給与月額(円)	398,711 (399,327)	365,738 (366,759)	351,232 (351,610)	410,402 (410,676)
	13,000円該当	0.27	0.34	0.53	0.24
	11,000円該当	0.02	0.03		0.03
	6,500円該当	0.78	0.80	0.79	0.80
	(特定期間にある子)	0.27	0.27	0.24	0.26
	計	1.07	1.17	1.32	1.07
年齢(歳)	44.0	42.7	39.2	43.7	
経験年数(年)	22.3	22.1	18.7	21.2	
修学年数(年)	15.2	14.0	13.9	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 ()内は、条例附則による減額前の額である。
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,713	192	17	139	93
7,095	259	24	157	28
2,947,789,194	70,603,707	8,752,000	47,793,723	31,153,419
9,240,351		128,700	78,600	343,900
102,354,981				
47,200,040 (51,636,900)	1,022,820 (1,241,500)	746,310 (889,100)	360,175 (433,100)	
66,186,500	2,562,500	246,000	1,473,500	277,000
		1,502,370		
114,674,722	2,505,473	3,149,450	2,328,876	787,067
3,287,445,788 (3,291,882,648)	76,694,500 (76,913,180)	14,524,830 (14,667,620)	52,034,874 (52,107,799)	32,561,386 (32,561,386)
382,184	367,727	514,823	343,839	334,983
1,198		7,570	565	3,697
13,270				
6,119 (6,694)	5,327 (6,466)	43,900 (52,300)	2,591 (3,115)	
8,581	13,346	14,470	10,600	2,978
		88,374		
14,866	13,047	185,260	16,751	8,461
426,218 (426,793)	399,447 (400,586)	854,397 (862,797)	374,346 (374,870)	350,119 (350,119)
0.16	0.46	0.59	0.28	0.01
0.03	0.03		0.01	0.03
0.74	0.86	0.83	0.84	0.26
0.29	0.29	0.29	0.28	0.16
0.93	1.35	1.42	1.13	0.30
46.3	44.5	49.4	44.2	42.1
23.9	21.7	19.6	21.1	20.0
15.9	15.9	18.0	15.6	15.2

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	計	給料号																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
行政職	1	469					10						22				24	4	1	1	23	1	3		17	2	9	2	73	4
	2	545					1					1	1	1	3	21	8	9	19	8	15	7	20	14	26	5	18	6	23	
	3	823																					4	1	6		14	2	18	
	4	1,272																											4	
	5	912																												
	6	190												1																
	7	225	1			1																								
	8	63																											1	
	9	19														2	1	5	2	3	1				1	1	1	1	1	
	10	1				1																								
公安職	1	363			32				6	15		5		25			1	18	1	31	2	36		3	4	43	6			
	2	302																			3	3	1	20	13	4	23			
	3	368												2	2		2		3	1	1	3	5	2	3		6			
	4	618												1							1		1	1	1					
	5	394																												
	6	52																												
	7	40									1																			
	8	15																												
	9	9																												
教育職(1)	1	220																	1			1					1			
	2	2,903	9			1	10		4	2	16	2	6	2	9	1	5	2	15	3	10	4	22	5	7	10	14	13		
	特2	23																												
	3	149																												
	4	86																								1	1			
教育職(2)	1																													
	2	6,550													34		5	47		10	9	36	5	6	6	33	3			
	特2	100																												
	3	551																												
	4	512																		1			3	6	6	15	15	16		
研究職	1	8																									1			
	2	23																				1	2			1				
	3	138																					1	1	5		2			
	4	19																												
	5	4																												

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表	職務の級	号給																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
行政職	1																														
	2	3		1		3			2		1				1	1			1												
	3	5	10	8	9	20	6	11	5	7	3	13	3	9	3	13	4	10	3	9	2	5	6	5	5	8	1	5	7	2	
	4	24	14	30	18	25	12	32	10	27	10	23	10	17	8	22	6	24	6	14	3	11	4	12	10	8	6	16	10	15	
	5	4		7	2	1		5		12	2	10	11	19	6	15	15	13	10	20	97	25	13	11	46	13	24	15	26	7	
	6	27	9	4		2	7		5					1		2	2	1	2	2	17										
	7	1		2	3																										
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1					1																									
	2	3	1	5	2																										
	3	20		12		15		10		8		9		4		9		6		4		4	1	2		1		2	2		
	4	7		13		10		7		7		6		9	4	12		8	1	6	2	5	2	2	2	5	3	7	2	7	
	5	6		5	5	7	2	8	1	7	3	14	9	8	12	7	6	8	3	7	10	7	4	3	7	8	5	6	9	9	
	6																1		1	1	1	1	1	2	2		2		12	2	1
	7				19	3					1		2			2		1		1	1	10									
	8				1																										
	9																														
教育職(1)	1	3	1	2		2	2	5	3	4	2	4	1	2		2		2	1	4	1	3	1	2		7		6	1	5	
	2	30	21	36	18	27	8	34	16	44	22	26	14	31	5	31	19	33	13	39	19	30	23	37	9	35	21	37	13	34	
	特2																														
	3	12	14	10	8	8	6	6	7	7	3	6	10	9	7	8	8	2	4	1	2										
	4																														
教育職(2)	1																														
	2	24	11	30	11	36	19	33	15	27	22	42	13	32	19	35	16	31	25	36	17	37	19	40	30	47	20	55	27	41	
	特2																	1	1	1	2		3	1	4	3	6	5	2	8	
	3							1		4	2	4	6	6	6	19	11	20	17	17	20	22	17	20	9	26	10	17	25	20	
	4																														
研究職	1																														
	2		1																												
	3	1	2	5		4		2	1	6	1	1	1	4	2		1	2		2	1			2	4	2	1	1	1	1	
	4		3	1	2	2				1		1																			
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
2	3	2	2		1		4	6	3	1	1		3	2		2	1	2	2			1						3			
10	11	11	13	14	15	198																									
29	15	424																													
1			2																												
3	5	1	9	1	4	1	4	4	5	4	7	8	8	1	3	6	7	9	8	6	5	13	3	6	2	13	1	9	5	11	
14	8	11	6	8	4	13	6	16	10	97																					
	3	23																													
	3	3	4	1	4		6	4	2			1	2	1	1	2	2		4	3	7	2	2		2	3	2	2	2	2	
11	29	15	31	24	41	27	45	21	35	36	17	21	44	20	30	32	27	45	23	31	21	29	29	23	40	22	41	28	44	29	
1					1	2	2	2	4	2	3	3	1	1	1																
36	87	31	81	37	80	23	86	52	76	29	77	42	102	45	94	35	84	37	95	63	57	70	52	66	85	69	75	62	72	85	
5	9	7	4	5	4	3	1	4	2	2	2	3	3			2	1	1	3			2									
19	17	21	14	18	28	134																									
3	2	3		2	1	25																									

給料表	職務の級	給料号																													
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
行政職	1																														
	2								4																						
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1								1																						
	2																														
	3																														
	4	2	19	5	18	6	17	9	117																						
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
教育職(1)	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1		1	1	2		1											1	2			
	2	27	33	37	36	37	38	31	45	25	31	27	23	21	26	33	22	21	14	11	51										
	特2																														
	3																														
	4																														
教育職(2)	1																														
	2	74	75	68	79	108	66	126	75	141	58	126	87	105	105	95	112	95	120	96	114	100	103	102	102	98	84	84	63	74	
	特2																														
	3																														
	4																														
研究職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														

給料表	給 号 給 職務 の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		医療職(1)	1																										
	2	3					1																						
	3	5																											
	4	9																											
医療職(2)	1																												
	2	11																	1	2	1					2			
	3	27												2					1		1		1			5			
	4	22																											
	5	69																											
	6	4																											
	7	6																											
医療職(3)	1																												
	2	16											3				4			1	4		1						
	3	21									1							1									3		
	4	17																											
	5	39																											
	6																												

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
					1			1																							
	1											1											1							1	
														1	1					1								1			
				1		1						1	1					1													
1	1		3	1			1	1			2		1						1			1									
					1	1	1	1	2		2		2				1	1		2				1						1	
								1	4				1			1				2	1			2						1	
																				2										1	
		2	1			1	2																								
1			1			1																									
					1		2		1		3	1	1					1	1				1				1	1			
																						1	1				1	1	2		

給料表	職務の級	号給																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
医療職(1)	1																														
	2																														
	3				1																										
	4			1		1		1	2																						
医療職(2)	1																														
	2																														
	3	1							1		1																				
	4	1				1								1													1				2
	5	1		1	2	1		2			1	2		3		2		2	2		1	2		1	4	1	1				1
	6		1																												
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3							1										1													
	4			1					1		2			1												2					1
	5										1		1									2	1			1			1	1	2
	6																														

給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

第4表

給料表別、級別、

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
行政職	計	4,519人		10	22	23	29	77	71	55	70	65	49	46	51	64	72	81	84	107	118	119	118	
	1	469		10	22	23	29	77	71	54	70	65	25	11	4	4	2			2				
	2	545								1			24	35	47	60	69	69	55	54	41	29	20	
	3	823																12	29	50	77	89	90	
	4	1,272																					8	
	5	912																						
	6	190																			1			
	7	225																					1	
	8	63																						
	9	19																						
10	1																							
公安職	計	2,161		31	22	29	18	65	46	66	74	49	63	65	67	75	60	75	55	61	74	48	52	
	1	363		31	22	29	18	65	46	59	31	11	12	12	8	5	5	2	3	2	1			
	2	302								7	37	36	37	36	32	38	21	16	13	9	13	3	3	
	3	368								6	2	14	17	27	30	28	42	24	35	39	23	22		
	4	618														2	6	15	14	15	21	22	27	
	5	394																						
	6	52																						
	7	40																		1				
	8	15																						
	9	9																						
教育職(1)	計	3,381						10	12	24	25	36	35	37	37	47	66	56	82	94	103	116	106	
	1	220						1		3	3	3	4	7	4	4	7	4	13	16	5	8	11	
	2	2,903						9	12	21	22	33	31	30	33	43	59	52	69	78	98	108	95	
	特2	23																						
	3	149																						
4	86																							
教育職(2)	計	7,713						33	53	59	57	41	47	43	59	66	76	66	84	83	99	112	129	
	1																							
	2	6,550						33	53	59	57	41	47	43	59	66	76	66	84	83	99	112	129	
	特2	100																						
	3	551																						
4	512																							

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
147	113	155	192	174	181	159	173	174	119	135	139	154	142	112	109	119	139	118	136	161	137		42.7 歳	
																							23.6	
15	7	5	5	2	2			1				1	1			1			1				32.5	
88	54	70	70	46	39	26	29	16	12	4	5	6	5	1	1	1	2			1			39.0	
44	52	79	116	125	130	120	109	90	55	58	56	48	41	27	19	27	25	16	8	10	9		45.1	
				1	10	13	34	67	50	68	70	78	77	63	59	51	67	46	58	59	41		51.6	
							1		2	4	7	14	9	8	8	10	13	23	20	33	37		55.2	
		1								1		7	9	13	19	24	21	20	36	36	36		55.5	
															3	5	11	11	9	13	11		56.6	
			1								1							2	4	8	3		56.4	
																					1		58.0	
39	33	30	40	28	26	43	41	41	26	45	54	57	49	54	53	68	66	72	65	79	57		39.2	
			1																				23.1	
1																							28.9	
18	14	9	10	5		1	2																33.4	
19	18	20	22	14	16	23	21	22	10	16	29	23	24	17	25	27	35	27	33	34	21		46.6	
1	1	1	7	9	10	19	17	18	15	22	21	31	19	30	18	31	20	24	27	30	23		51.3	
							1	1	1	7	4	1	4	4	5	4	5	9		3	3		52.8	
												2	2	3	4	6	3	7	3	6	3		54.5	
															1		3	3	1	3	4		56.9	
																		2	1	3	3		57.8	
114	117	123	121	119	111	137	150	139	125	122	102	133	136	115	107	97	107	91	96	71	62		43.7	
16	17	9	6	12	9	7	12	8	3	5	3	1	2	3	8	1	2	1		2			38.9	
98	100	114	115	107	102	130	138	131	122	115	92	121	109	86	65	70	74	60	68	48	45		43.1	
														1	2	2	6	7	2	1	2		55.6	
									2	7	11	24	24	27	18	15	10	6	4	1			52.9	
												1	1	5	6	10	13	20	16	14			56.6	
141	176	230	261	285	289	279	348	350	353	373	379	384	354	390	336	366	354	300	276	221	161		46.3	
141	176	230	261	285	289	279	348	333	321	332	332	328	272	288	251	246	239	187	141	100	64		45.0	
								17	14	11	17	11	6	2	2	7	7	1	1	1	3		49.8	
								18	30	30	44	65	75	52	55	46	35	42	35	24			53.0	
											1	11	25	31	58	62	77	92	85	70			56.1	

給料表	年齢 職務 の級	計	18 歳 未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	192 人						1		1	2	1	2	5	1	2	4	3	2	2	3	7	11
	1	8					1		1	2	1	1	2										
	2	23										1	3	1	2	4	3	2	2	2			
	3	138																			1	7	11
	4	19																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	17												1									1
	1																						
	2	3												1									1
	3	5																					
	4	9																					
医療職 (2)	計	139										3	1	4	1		4	4	4	3	5	7	4
	1																						
	2	11									3	1	1	1		1	1	2	1				
	3	27											3			3	3	2	2	4	2	1	
	4	22																		1	5	3	
	5	69																					
	6	4																					
	7	6																					
医療職 (3)	計	93					2	5	1	3	1	2	1	1	2	1	4	2	2	2	2	2	2
	1																						
	2	16					2	5	1	3	1	2	1	1									
	3	21														2	1	4	2	2	2	2	2
	4	17																					
	5	39																					
	6																						
全給料表	18,215		41	44	52	47	188	187	206	231	196	199	202	217	256	283	289	313	352	404	412	422	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以 上	平均年齡	
4	3	3	9	4	11	12	8	11	5	9	9	7	6	3	4	3	7	4	8	11	4		44.5 歲	
																								25.6
3																								32.1
1	3	3	9	4	11	12	8	11	5	9	9	7	6	3	3	3	5		5	2				45.6
															1		2	3	3	6	4			57.2
																		1		3				57.5
2					1	2				1		1		1	1	1				1		4		49.4
1																								34.0
1					1	2					1													43.8
										1				1	1	1				1		4		57.6
2	4	4	6	2	4	3	5	7	4	6	7	8	5	2	3	3	6	3	2	8	5			44.2
																								29.5
	1	1	2		1		1				1													35.3
2	1		1	1	3	1		1	1		1	1												40.4
	2	3	3	1		2	4	6	3	6	5	7	5	2	3	2	4	3	2	4	2			49.4
																1				2	1			57.3
																	2			2	2			57.3
1	3	2	2	1	4		3	1	5	6	3	2	2	4	2	8	3	3	4		1			42.1
																								24.7
	1			1	1		1																	35.1
1	2	2	2		3		2		1	2						1	1							44.1
								1	4	4	3	2	2	4	2	7	2	3	4		1			52.1
450	449	547	631	613	627	635	728	723	637	697	693	746	694	681	615	665	682	591	587	552	427	4	44.0	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
計	人員数	18,215 人	13,863 人	928 人	3,416 人	8 人	15.2 年
	構成比	100.0 %	76.1 %	5.1 %	18.8 %	0.0 %	— %
行政 職	計	4,519	2,224	69	2,218	8	14.0
	1	469	246	32	191		14.2
	2	545	197	6	341	1	13.5
	3	823	390	1	429	3	13.9
	4	1,272	562		708	2	13.8
	5	912	462	15	433	2	14.1
	6	190	112	7	71		14.4
	7	225	179	8	38		15.3
	8	63	57		6		15.6
	9	19	18		1		15.8
	10	1	1				16.0
構成比	100.0 %	49.2 %	1.5 %	49.1 %	0.2 %	—	
公安 職	計	2,161	997	112	1,052		13.9
	1	363	124	37	202		13.6
	2	302	176	28	98		14.5
	3	368	218	24	126		14.5
	4	618	259	17	342		13.7
	5	394	160	3	231		13.6
	6	52	24	1	27		13.9
	7	40	21		19		14.1
	8	15	9	1	5		14.5
	9	9	6	1	2		14.9
構成比	100.0 %	46.1 %	5.2 %	48.7 %		—	
教育職 (1)	計	3,381	3,127	112	142		15.8
	1	220	65	65	90		13.8
	2	2,903	2,806	47	50		15.9
	特2	23	23				16.0
	3	149	149				16.0
	4	86	84		2		15.9
	構成比	100.0 %	92.5 %	3.3 %	4.2 %		—
教育職 (2)	計	7,713	7,141	572			15.9
	1						
	2	6,550	5,997	553			15.8
	特2	100	100				16.0
	3	551	535	16			15.9
	4	512	509	3			16.0
構成比	100.0 %	92.6 %	7.4 %			—	

給料表	職務の級	学歴区分					平均修学年数
		計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
研究職	計	192 人	185 人	4 人	3 人		15.9 年
	1	8	8				16.0
	2	23	23				16.0
	3	138	132	4	2		15.9
	4	19	18		1		15.8
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	96.3 %	2.1 %	1.6 %		—
医療職(1)	計	17	17				18.0
	1						
	2	3	3				18.0
	3	5	5				18.0
	4	9	9				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計	139	113	26			15.6
	1						
	2	11	5	6			14.9
	3	27	20	7			15.6
	4	22	19	3			15.7
	5	69	59	10			15.7
	6	4	4				16.0
	7	6	6				16.0
	構成比	100.0 %	81.3 %	18.7 %			—
医療職(3)	計	93	59	33	1		15.2
	1						
	2	16	16				16.0
	3	21	12	9			15.1
	4	17	2	15			14.2
	5	39	29	9	1		15.4
	6						
	構成比	100.0 %	63.4 %	35.5 %	1.1 %		—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし、医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,519	円 335,988	歳 42.7	年 22.1	年 14.0	人 2,161	円 323,290	歳 39.2	年 18.7	年 13.9
1	469	176,820	23.6	3.1	14.2	363	199,606	23.1	3.2	13.6
2	545	239,564	32.5	12.4	13.5	302	240,789	28.9	7.5	14.5
3	823	307,285	39.0	18.5	13.9	368	280,128	33.4	12.0	14.5
4	1,272	367,623	45.1	24.8	13.8	618	377,461	46.6	26.3	13.7
5	912	401,470	51.6	31.0	14.1	394	419,488	51.3	31.2	13.6
6	190	416,187	55.2	34.1	14.4	52	436,406	52.8	32.4	13.9
7	225	441,517	55.5	33.5	15.3	40	446,621	54.5	34.1	14.1
8	63	468,242	56.6	34.3	15.6	15	462,938	56.9	36.0	14.5
9	19	512,194	56.4	32.0	15.8	9	479,477	57.8	36.7	14.9
10	1	538,900	58.0	35.0	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,381	円 366,460	歳 43.7	年 21.2	年 15.8	人 7,713	円 382,184	歳 46.3	年 23.9	年 15.9
1	220	283,102	38.9	18.2	13.8					
2	2,903	364,710	43.1	20.5	15.9	6,550	371,990	45.0	22.6	15.8
特2	23	437,529	55.6	33.2	16.0	100	413,186	49.8	27.4	16.0
3	149	446,775	52.9	30.3	16.0	551	429,181	53.0	30.5	15.9
4	86	480,632	56.6	34.0	15.9	512	455,960	56.1	33.5	16.0

平均給料額等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 192	円 367,727	歳 44.5	年 21.7	年 15.9	人 17	円 514,823	歳 49.4	年 19.6	年 18.0
1	8	199,650	25.6	2.8	16.0					
2	23	267,804	32.1	9.1	16.0	3	390,000	34.0	9.0	18.0
3	138	382,263	45.6	22.8	15.9	5	493,460	43.8	19.0	18.0
4	19	431,589	57.2	34.6	15.8	9	568,300	57.6	23.4	18.0
5	4	473,625	57.5	34.0	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人員	職員1人当たり平均				人員	職員1人当たり平均			
		給料月額	年齢	経験年数	修学年数		給料月額	年齢	経験年数	修学年数
計	人 139	円 343,839	歳 44.2	年 21.1	年 15.6	人 93	円 334,983	歳 42.1	年 20.0	年 15.2
1										
2	11	221,518	29.5	7.4	14.9	16	212,543	24.7	1.9	16.0
3	27	267,762	35.3	11.5	15.6	21	284,561	35.1	12.5	15.1
4	22	320,331	40.4	16.9	15.7	17	351,701	44.1	22.9	14.2
5	69	388,344	49.4	26.4	15.7	39	405,076	52.1	30.2	15.4
6	4	417,013	57.3	34.8	16.0					
7	6	436,050	57.3	34.3	16.0					

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
		人	円	人	円
計		2,224 (71,921)	338,387 (323,558)	2,218 (57,239)	334,845 (350,027)
1年未満		64 (836)	178,700 (180,163)	11 (454)	140,981 (141,106)
1年以上	2年未満	52 (1,213)	187,061 (186,446)	21 (294)	148,280 (148,591)
2年以上	3年未満	46 (1,297)	197,350 (193,193)	26 (212)	149,742 (150,752)
3年以上	5年未満	91 (3,724)	198,537 (206,592)	59 (517)	159,143 (164,377)
5年以上	7年未満	65 (3,829)	211,521 (224,617)	34 (451)	175,243 (180,478)
7年以上	10年未満	72 (7,201)	232,774 (250,066)	36 (920)	188,711 (202,403)
10年以上	15年未満	320 (13,159)	278,393 (288,484)	190 (2,381)	230,836 (238,170)
15年以上	20年未満	392 (13,109)	333,145 (337,203)	220 (4,914)	271,371 (291,193)
20年以上	25年未満	388 (11,344)	375,098 (380,782)	400 (11,424)	331,926 (329,147)
25年以上	30年未満	355 (8,625)	401,406 (408,072)	390 (10,843)	363,910 (366,193)
30年以上	35年未満	238 (6,092)	433,501 (415,978)	338 (13,085)	390,219 (387,904)
35年以上		141 (1,492)	445,852 (417,710)	493 (11,744)	409,406 (403,472)

(注) () 内は、人事院が調査した全国数値である。

第8表

扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数			【 】内は手当額	
			配偶者 (人)	配偶者のな い職員の扶 養親族のう ちの1人 (人)	扶養親族で ある子、父 母等(人)	計(人)	
給料表			【13,000円】	【11,000円】	【6,500円】		
計	9,223	19,938	4,826	453	14,053	19,332	[4,965]
行政職	2,466	20,615	1,526	120	3,643	5,289	[1,200]
公安職	1,379	20,849	1,153	10	1,708	2,871	[510]
教育職(1)	1,696	19,785	813	93	2,703	3,609	[879]
教育職(2)	3,461	19,123	1,196	220	5,679	7,095	[2,261]
研究職	122	21,004	88	6	165	259	[56]
医療職(1)	12	20,500	10		14	24	[5]
医療職(2)	71	20,753	39	1	117	157	[39]
医療職(3)	16	17,312	1	3	24	28	[15]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の【 】内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18～16%	16%	14～12%	12～8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	18人	66人	45人	263人	852人	557人	1,801人	円 50,358 (56,595)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 ()内は、条例附則による減額前の額である。
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第2項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅(借家等)
	人	人	人	人	人	人
計	12	4,017		2	4,031	74
行政職	2	901			903	40
公安職		233			233	9
教育職(1)	1	1,002			1,003	14
教育職(2)	9	1,796		2	1,807	8
研究職		39			39	1
医療職(1)		5			5	1
医療職(2)		27			27	
医療職(3)		14			14	1

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分 家賃額	計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
		13	15	17	19	21	23	25	27	29	
公団・公営住宅	12人									2	2
民間賃貸住宅	4,017人			2		5	4	3	13	15	
間借り	人										
下宿	2人						1	1			
計	4,031人			2		5	5	4	15	17	
累計	人員	一人			2	2	7	12	16	31	48
	比率	一%			0.0	0.0	0.2	0.3	0.4	0.8	1.2
単身赴任職員の配偶者等の住宅	74人										

(注) 住居手当を受給している職員のみを対象としている。

3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の配偶者等の住宅(借家等)
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	12人	1,995人	2,024人	4,031人	74人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,681円				13,066円

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
								5	2	1			
38	9	16	63	84	197	86	114	283	193	380	217	271	2,024
38	9	16	63	84	197	86	114	288	195	381	217	271	2,024
86	95	111	174	258	455	541	655	943	1,138	1,519	1,736	2,007	4,031
2.1	2.4	2.8	4.3	6.4	11.3	13.4	16.2	23.4	28.2	37.7	43.1	49.8	100.0
					2	1		4		6	2	4	55

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,540 人	478 人	1,046 人	227 人	1,751 人
	行 政 職	3,283	290	706	160	1,156
	公 安 職	1,391	81	227	3	311
	教 育 職 (1)	2,791	55	35	34	124
	教 育 職 (2)	6,725	40	54	17	111
	研 究 職	164		8	4	12
	医 療 職 (1)	3	1			1
	医 療 職 (2)	120	7	10	5	22
	医 療 職 (3)	63	4	6	4	14

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	行 政 職	1,468 人	819	118	33	70	30	21	35	8	29	3	4	3	18
	公 安 職	321 人	217	68	21	6	5		1				1		
	教育職(1)	291 人	53	8	6	8	4	6	5	3	7	2	16	1	9
	教育職(2)	171 人	56	12	10	10	2	4	5	3	5	2	5	1	8
	研 究 職	20 人	7	3		1			1	1				1	2
	医 療 職 (1)	1 人	1												
	医 療 職 (2)	34 人	15	1	1	1	1		1				1	1	
	医 療 職 (3)	20 人	5	3			1						1		1
	計	2,326 人	1,173	213	71	96	43	31	48	15	41	7	28	7	38
累 計	人員	— 人	1,173	1,386	1,457	1,553	1,596	1,627	1,675	1,690	1,731	1,738	1,766	1,773	1,811
	比率	— %	50.4	59.6	62.6	66.8	68.6	69.9	72.0	72.7	74.4	74.7	75.9	76.2	77.9

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,608 人	78 人	528 人	12,214 人	421 人	9 人	145 人	575 人
1,395	34	386	1,815	195	7	110	312
953	35	82	1,070	6		4	10
2,479	3	18	2,500	149	1	17	167
6,523	5	26	6,554	51	1	8	60
139		5	144	7		1	8
2			2				
83		3	86	8		4	12
34	1	8	43	5		1	6

36 }	38 }	40 }	42 }	44 }	45 }	46 }	48 }	50 }	55 }	60 }	65 }	70 }	75 }	80 }	85 }	90千円 }
38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	以上
1	8	2		2	2	2		78	5	81	23	45	9	8	2	9
								1				1				
	2	2	1			3	5	15	6	55	11	39	9	11	2	2
							1	4	4	22	4	11		2		
										2	1					1
			1					1		6		3				1
										2		4	2			1
1	10	4	2	2	2	5	6	99	15	168	39	103	20	21	4	14
1,812	1,822	1,826	1,828	1,830	1,832	1,837	1,843	1,942	1,957	2,125	2,164	2,267	2,287	2,308	2,312	2,326
77.9	78.3	78.5	78.6	78.7	78.8	79.0	79.2	83.5	84.1	91.4	93.0	97.5	98.3	99.2	99.4	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ)により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具		距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
				未満	～	～	～	～	～	～	～	～	
自動車			12,029 人	1,751	1,458	1,298	1,115	856	701	594	552	462	350
オートバイ等			87 人	28	26	16	4	4	2	3	1	1	1
自転車			673 人	563	81	16	2	3	3	4			
計			12,789 人	2,342	1,565	1,330	1,121	863	706	601	553	463	351
累計	人員	— 人	2,342	3,907	5,237	6,358	7,221	7,927	8,528	9,081	9,544	9,895	
	比率	— %	18.3	30.5	40.9	49.7	56.5	62.0	66.7	71.0	74.6	77.4	

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表		料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
				未満	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	以上
計			196 人	49	26	35	44	21	8	1	10	2			
行政職			46 人	8	11	9	11	5	2						
公安職			3 人	3											
教育職(1)			108 人	37	7	19	25	8	4	1	6	1			
教育職(2)			24 人	1	3	4	5	5	2		3	1			
研究職			5 人		4		1								
医療職(1)			人												
医療職(2)			9 人		1	2	2	3			1				
医療職(3)			1 人			1									

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22 ＼ 24	24 ＼ 26	26 ＼ 28	28 ＼ 30	30 ＼ 32	32 ＼ 34	34 ＼ 36	36 ＼ 38	38 ＼ 40	40 ＼ 45	45 ＼ 50	50 ＼ 55	55 ＼ 60	60 k m 以上
348	266	258	196	205	175	140	138	133	286	199	145	95	308
								1					
									1				
348	266	258	196	205	175	140	138	134	287	199	145	95	308
10,243	10,509	10,767	10,963	11,168	11,343	11,483	11,621	11,755	12,042	12,241	12,386	12,481	12,789
80.1	82.2	84.2	85.7	87.3	88.7	89.8	90.9	91.9	94.2	95.7	96.8	97.6	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	45千円 未満	45千円 以上 ＼ 65千円 未満	65千円	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 ＼ 10 k m 未満	10 k m 以上 ＼ 20 k m 未満	20 k m 以上 ＼ 40 k m 未満	40 k m 以上 ＼ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	
計	人 1,830	人 478	人 18	人 2,326	円 21,024	人 2,342	人 4,016	人 3,186	人 2,211	人 726	人 308	人 12,789	円 9,305
行政職	1,204	253	11	1,468	18,928	680	540	374	310	153	70	2,127	9,140
公安職	319	2		321	10,074	324	381	253	109	10	3	1,080	6,188
教育職(1)	133	154	4	291	38,665	434	803	501	515	254	160	2,667	11,668
教育職(2)	123	48		171	26,558	846	2,208	1,979	1,227	289	65	6,614	8,967
研究職	16	3	1	20	24,799	24	55	37	22	12	2	152	9,741
医療職(1)	1			1	4,405		1		1			2	10,800
医療職(2)	23	10	1	34	26,782	15	14	29	25	7	8	98	13,864
医療職(3)	11	8	1	20	33,916	19	14	13	2	1		49	5,994

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 383	人 317	人 218	人 447	人 12	人 4	人 10	人 6	人 1,397
知事	333				12	4	10	6	365
教育委員会	41		218	447					706
本庁等	9		1						10
高等学校等	20		217						237
小・中学校	12			447					459
警察本部長	9	317							326
その他									

(注) 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 383	人 317	人 218	人 447	人 12	人 4	人 10	人 6	人 1,397
23,000円 80km未満	49	147	29	101			2	1	329
27,000円 80km以上 100km未満	78	58	50	88		1	3	1	279
29,000円 100km以上 150km未満	216	92	114	179	11	1	4	4	621
30,500円 150km以上 200km未満	23	12	17	67	1		1		121
32,000円 200km以上 250km未満	4		5	7					16
33,500円 250km以上 300km未満		2	1	3		1			7
35,000円 300km以上 500km未満	1			1					2
41,000円 500km以上 700km未満	8	3	2						13
47,000円 700km以上 900km未満	1	1				1			3
53,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
58,000円 1,100km以上 1,300km未満	1								1
63,000円 1,300km以上 1,500km未満									
68,000円 1,500km以上	1	2		1					4

(注) 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	59			56	3			
公安職	11			4	6	1		
教育職 (1)	92	17	75					
教育職 (2)	2		2					
研究職	4		4					
医療職 (2)	2			2				
計	170							

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	24		24					
教育職 (1)	5		5					
教育職 (2)	36		36					
医療職 (3)	1		1					
計	66							

2 職種別民間給与実態調査関係

平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 447 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種(うち初任給関係職種 18)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 149 事業所を無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

(3) 調査実人員

4,410 人(うち初任給関係職種 172 人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 3,603 人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 15,834 人であり、うち、行政職に相当するものは 9,556 人である。

5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 25 表までに示すとおりである。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規	模	事業所	事業所	事業所
産業計	計	事業所	41	70	32
		143			
農業，林業，漁業		1	—	—	1
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業		6	2	2	2
製造業		73	20	38	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		23	11	9	3
卸売業，小売業		5	—	5	—
金融業，保険業，不動産業， 物品賃貸業		4	3	1	—
教育，学習支援業，医療，福祉， サービス業		31	5	15	11

- (注) 1 上記のほか、調査において、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が5所あった。
- 2 調査対象事業所149事業所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた148事業所に占める調査完了事業所143所の割合(調査完了率)は、96.6%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(786) 6	(52.3) 49.7	(771,248) 671,399	(847) 0	(770,401) 671,399
	工 場 長	(632) 9	(53.0) 53.3	(701,579) 510,782	(1,185) 1,137	(700,394) 509,645
	事 務 部 長	(15,326) 86	(52.0) 52.7	(750,770) 583,757	(1,444) 2,307	(749,326) 581,450
	技 術 部 長	(8,905) 78	(52.1) 51.9	(673,025) 565,767	(1,746) 81	(671,279) 565,686
	事 務 部 次 長	(6,258) 45	(49.4) 52.9	(680,276) 590,651	(3,465) 0	(676,811) 590,651
	技 術 部 次 長	(3,477) 10	(50.2) 48.0	(651,936) 544,843	(2,704) 780	(649,232) 544,063
	事 務 課 長	(28,747) 221	(47.6) 48.9	(607,634) 571,020	(6,190) 12,725	(601,444) 558,295
	技 術 課 長	(23,159) 158	(47.9) 49.1	(569,735) 506,961	(9,021) 12,790	(560,714) 494,171
	事 務 課 長 代 理	(10,536) 69	(45.4) 46.4	(518,532) 570,518	(41,658) 67,240	(476,874) 503,278
	技 術 課 長 代 理	(7,211) 16	(44.9) 55.8	(500,779) 457,157	(33,573) 25,374	(467,206) 431,783
	事 務 係 長	(31,190) 289	(43.9) 51.8	(454,321) 456,670	(54,103) 54,040	(400,218) 402,630
	技 術 係 長	(25,275) 176	(44.1) 48.8	(494,698) 430,192	(70,682) 49,116	(424,016) 381,076
	事 務 主 任	(26,300) 277	(40.4) 44.7	(411,890) 404,427	(54,884) 56,555	(357,006) 347,872
	技 術 主 任	(24,744) 201	(40.2) 43.8	(438,813) 410,869	(76,162) 67,001	(362,651) 343,868
	事 務 係 員	(123,080) 1,068	(35.8) 38.0	(336,658) 279,726	(45,896) 34,631	(290,762) 245,095
	技 術 係 員	(85,274) 894	(35.0) 35.9	(359,709) 300,593	(64,010) 42,641	(295,699) 257,952

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

3 「中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又

4 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又

5 「中間職 (係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	(76)	(47.4)	(318,561)	(18,243)	(300,318)
		3	51.9	344,872	0	344,872
	自家用乗用 自動車運転手	(303)	(52.4)	(376,497)	(62,458)	(314,039)
		3	36.2	277,894	50,418	227,476
守 衛	(482)	(51.2)	(383,577)	(36,851)	(346,726)	
	4	58.0	387,355	18,498	368,857	
用 務 員	(262)	(51.2)	(293,455)	(11,856)	(281,599)	
	8	56.7	245,254	17,711	227,543	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・ 学部長	(341)	(61.0)	(839,723)	(5,319)	(834,404)
		X	64.5	842,557	0	842,557
	大学教授	(2,442)	(55.6)	(799,264)	(30,919)	(768,345)
		20	53.5	559,635	0	559,635
	大学准教授	(1,836)	(46.4)	(610,165)	(12,653)	(597,512)
		17	46.1	475,576	0	475,576
	大学講師	(1,171)	(42.6)	(513,977)	(8,704)	(505,273)
		16	42.6	463,731	0	463,731
	大学助教	(794)	(37.5)	(427,125)	(24,343)	(402,782)
		26	34.9	346,822	0	346,822
高等学校校長	(62)	(62.0)	(774,696)	(4,765)	(769,931)	
	-	-	-	-	-	
高等学校教頭	(216)	(55.9)	(661,070)	(5,383)	(655,687)	
	X	56.5	529,872	0	529,872	
高等学校主幹教諭	(27)	(51.8)	(594,440)	(9,651)	(584,789)	
	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	(63)	(49.1)	(536,254)	(4,110)	(532,144)	
	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	(2,723)	(44.6)	(514,434)	(5,090)	(509,344)	
	38	45.2	365,445	0	365,445	
研 究 関 係 職 種	研究所長	(72)	(52.3)	(837,764)	(133)	(837,631)
		-	-	-	-	-
	研究部(課)長	(1,328)	(50.0)	(658,611)	(2,717)	(655,894)
		-	-	-	-	-
	研究室(係)長	(885)	(44.7)	(552,905)	(34,262)	(518,643)
		X	55.3	434,613	0	434,613
主任研究員	(2,590)	(44.0)	(540,232)	(33,019)	(507,213)	
	6	45.3	410,367	13,757	396,610	
研究員	(3,688)	(34.6)	(387,802)	(49,152)	(338,650)	
	3	34.1	331,724	1,283	330,441	
研究補助員	(485)	(31.4)	(317,497)	(45,481)	(272,016)	
	12	32.8	299,014	7,458	291,556	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
病 院 長	(72) -	(62.0) -	(1,709,205) -	(66,551) -	(1,642,654) -	
副 院 長	(206) X	(57.2) 46.5	(1,510,777) 1,385,501	(114,184) 244,701	(1,396,593) 1,140,800	
医 科 長	(637) X	(51.4) 46.8	(1,298,957) 1,255,269	(151,771) 237,343	(1,147,186) 1,017,926	
医 師	(1,360) 15	(42.3) 51.6	(1,005,053) 1,328,904	(129,026) 153,719	(876,027) 1,175,185	
歯 科 医 師	(54) X	(39.3) 47.1	(752,943) 782,556	(24,469) 139,811	(728,474) 642,745	
薬 局 長	(234) X	(49.9) 52.8	(493,790) 571,872	(26,873) 138,843	(466,917) 433,029	
薬 剤 師	(1,482) 12	(36.1) 38.7	(366,414) 353,249	(38,177) 21,564	(328,237) 331,685	
診療放射線技師	(1,832) 20	(39.3) 42.4	(391,174) 321,815	(45,108) 13,435	(346,066) 308,380	
臨床検査技師	(2,003) 20	(40.4) 47.4	(351,663) 312,138	(33,454) 16,294	(318,209) 295,844	
栄 養 士	(1,311) 18	(36.4) 38.2	(272,913) 266,283	(15,313) 13,715	(257,600) 252,568	
理学療法士	(3,294) 62	(31.7) 27.7	(298,389) 243,512	(13,980) 13,604	(284,409) 229,908	
作業療法士	(2,463) 47	(31.4) 28.6	(284,895) 254,460	(9,530) 15,338	(275,365) 239,122	
総看護師長	(273) 4	(54.9) 58.0	(517,250) 425,334	(8,168) 0	(509,082) 425,334	
看護師長	(3,091) 37	(47.5) 50.4	(425,038) 367,010	(31,496) 28,651	(393,542) 338,359	
看護師	(9,585) 157	(36.9) 39.1	(350,084) 307,917	(43,272) 44,763	(306,812) 263,154	
准看護師	(4,710) 75	(45.4) 45.3	(300,489) 291,089	(36,176) 38,582	(264,313) 252,507	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備	考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員 行政職 給料表	民 間		
	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
10級及び 9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 176,234	円 182,057	円 172,043	円 X
	短大卒	146,436	X	146,535	—
	高校卒	145,389	142,309	144,918	X
新卒技術者	大学卒	185,314	194,040	170,766	—
	短大卒	154,540	X	153,509	—
	高校卒	149,200	157,019	147,003	X
新卒事務員 } 計 新卒技術者	大学卒	177,906	185,640	171,894	X
	短大卒	148,955	X	148,586	—
	高校卒	146,851	149,038	145,669	X

(注) Xは、採用人数が2人以下の場合である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で172,200円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で152,800円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で140,100円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし
		採用あり	初任給の改定状況				
			増額	据置き	減額		
大学卒	規模計	% 21.0	% 16.8	% 83.2	% —	% 79.0	
	500人以上	37.8	14.1	85.9	—	62.2	
	100人以上 500人未満	18.8	13.9	86.1	—	81.2	
	50人以上 100人未満	6.3	50.0	50.0	—	93.7	
高校卒	規模計	20.9	15.8	84.2	—	79.1	
	500人以上	31.4	17.0	83.0	—	68.6	
	100人以上 500人未満	22.7	17.3	82.7	—	77.3	
	50人以上 100人未満	6.3	—	100.0	—	93.7	

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	86.2	44.1	62.7	46.6	13.8
	500人以上	90.3	45.0	78.3	48.6	9.7
	100人以上 500人未満	86.4	42.2	54.7	43.7	13.6
	50人以上 100人未満	81.0	46.3	58.9	49.5	19.0
課長級	規模計	75.6	37.2	53.3	40.8	24.4
	500人以上	64.6	29.1	55.8	32.2	35.4
	100人以上 500人未満	85.0	40.9	52.1	45.1	15.0
	50人以上 100人未満	71.6	39.9	52.6	43.2	28.4

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当 制度が ある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度が ない
	配偶者の 手当を 見直し 予定がある	配偶者の 手当を 見直し 予定がない			
73.3%	(90.4%)	[2.7%]	[97.3%]	(9.6%)	26.7%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,026 円
配偶者と子1人	18,863 円
配偶者と子2人	23,363 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表

民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

給与の 支給額が 異なる	給与種目（複数回答）				給与の 支給額が 同じ
	基本給	地域(都市) 手当	住宅手当	その他	
58.3%	6.6%	48.1%	11.1%	5.9%	41.7%

(注) 事業所が異なる都道府県に所在する企業を100とした割合である。

第22表

民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃 相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.7%	(6.6%)	(78.3%)	—	(15.1%)	2.3%

(注) 支給形態の（ ）内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

第23表

民間における単身赴任手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	82.9%
支給しない	17.1%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の 事業所における平均支給月額	32,928円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

備考 本県の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

第24表

民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
57.9%	(9.7%)	(51.5%)	(7.4%)	(15.3%)	(16.1%)	17.3回	42.1%

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第25表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分 %	考課査定分 %	一定率(額)分 %	考課査定分 %	一定率(額)分 %	考課査定分 %
規模計	53.6	46.4	54.4	45.6	61.4	38.6
500人以上	45.5	54.5	44.1	55.9	67.4	32.6
100人以上 500人未満	54.2	45.8	55.4	44.6	52.9	47.1
50人以上 100人未満	62.4	37.6	64.7	35.3	71.1	28.9

3 生計費及び労働経済指標関係

平成26年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	-----	食料
住居関係費	-----	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	-----	被服及び履物
雑費 I	-----	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	-----	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成26年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成26年4月の費目別標準生計費を算定した。

3 算定結果

算定結果は、第26表に示すとおりである。

第26表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,130	35,050	43,730	52,410	61,100
住居関係費	53,530	61,260	53,210	45,150	37,090
被服・履物費	3,170	6,630	6,840	7,050	7,270
雑費Ⅰ	19,590	31,590	42,870	54,170	65,460
雑費Ⅱ	6,600	19,880	21,880	23,880	25,880
計	108,020	154,410	168,530	182,660	196,800

(単位：円)

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

区分	盛岡市		全国	
食料費	25,130	(97.4)	25,790	(100.0)
住居関係費	53,530	(99.2)	53,960	(100.0)
被服・履物費	3,170	(76.9)	4,120	(100.0)
雑費Ⅰ	19,590	(70.0)	28,000	(100.0)
雑費Ⅱ	6,600	(70.7)	9,330	(100.0)
計	108,020	(89.1)	121,200	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

(単位：円)

参考2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.501	0.625	0.749	0.873
住 居 関 係 費	1.112	0.965	0.819	0.673
被 服 ・ 履 物 費	0.615	0.635	0.655	0.674
雑 費 I	0.325	0.440	0.556	0.672
雑 費 II	0.428	0.471	0.515	0.558

(注) この換算乗数は、平成25年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第27表

労働経

項目				年 月				
				平成25年 4 月	5 月	6 月	7 月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	292,839	288,359	289,312	288,592
				前年同月比(%)	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.4
			うち所定内給与	金額(円)	267,771	264,421	265,173	264,346
				前年同月比(%)	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.6
			うち所定外給与	金額(円)	25,068	23,938	24,139	24,246
				前年同月比(%)	0.7	0.5	1.3	3.1
		岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	247,076	242,548	244,558	246,193
				前年同月比(%)	1.0	0.5	1.0	2.8
			うち所定内給与	金額(円)	227,827	224,240	224,672	224,928
				前年同月比(%)	1.4	1.0	0.9	2.3
		うち所定外給与	金額(円)	19,249	18,308	19,886	21,265	
			前年同月比(%)	▲ 3.3	▲ 4.5	1.8	9.5	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	154.0	149.3	152.1	154.3	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.7	12.1	12.1	12.4	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	164.9	160.4	162.6	166.9	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.2	12.1	12.5	13.3	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	304,382	282,366	269,418	286,098	
			前年同月比(%)	0.8	▲ 1.9	▲ 0.1	1.0	
		東京都区部	金額(円)	353,930	318,796	347,061	366,566	
			前年同月比(%)	0.8	1.7	14.0	13.0	
		盛岡市	金額(円)	267,077	260,821	279,761	276,113	
			前年同月比(%)	▲ 3.3	0.4	▲ 4.6	2.9	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	▲ 0.7	▲ 0.3	0.2	0.7	
		東京都区部	前年同月比(%)	▲ 0.6	▲ 0.2	0.0	0.4	
		盛岡市	前年同月比(%)	▲ 0.1	0.1	0.6	0.8	
		国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比(%)	0.1	0.6	1.2	2.2	
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	
		岩手県	前年同月比(%)	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	
		完全失業率(総務省労働力調査)	比率(%)	4.1	4.1	3.9	3.9	
		有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	0.88	0.90	0.92	0.94
		岩手県	倍率(倍)	0.99	1.01	1.03	1.04	

(注) 1 「きまつて支給する給与」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の前年同月比は平成内給与及び所定外給与の前年同月比は、実数を基礎としている。

2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

済 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
288,464 0.1	288,387 0.0	290,448 0.3	290,415 0.3	289,808 0.2	287,768 0.7	288,502 0.2	291,439 0.7	294,925 0.7	290,762 0.8	291,947 0.9
264,309 ▲ 0.3	264,625 ▲ 0.4	265,299 ▲ 0.3	264,774 ▲ 0.2	263,810 ▲ 0.5	262,655 0.2	263,233 ▲ 0.3	265,387 0.1	268,255 0.2	265,663 0.5	266,948 0.7
24,155 4.2	23,762 4.4	25,149 6.9	25,641 6.6	25,998 6.4	25,113 6.5	25,269 5.8	26,052 6.4	26,670 6.4	25,099 4.9	24,999 3.6
244,125 1.6	242,868 0.7	245,415 1.7	246,830 0.4	246,184 1.1	241,899 ▲ 0.4	244,144 1.5	248,566 0.8	250,180 1.3	244,989 1.0	248,435 1.6
222,817 0.6	222,133 ▲ 0.3	224,588 1.1	225,020 ▲ 0.5	224,075 0.3	220,671 ▲ 1.2	222,834 0.8	226,387 ▲ 0.5	228,294 0.2	224,566 0.1	227,123 1.1
21,308 13.7	20,735 12.8	20,827 8.4	21,810 11.4	22,109 10.8	21,228 8.4	21,310 10.1	22,179 15.6	21,886 13.7	20,423 11.6	21,312 7.2
148.0 12.0	147.2 12.3	152.8 12.8	153.5 13.0	148.8 13.3	141.6 12.5	145.3 12.6	147.3 13.4	153.5 13.4	147.5 12.5	152.9 12.4
157.5 13.1	156.7 11.9	162.9 12.0	161.2 12.5	156.9 12.4	148.0 11.2	153.0 11.9	156.6 12.6	162.5 12.0	156.9 11.4	162.6 11.8
284,646 ▲ 0.5	280,962 5.3	290,676 2.3	279,546 2.1	334,433 2.7	297,070 2.8	266,610 ▲ 0.6	345,443 9.3	302,141 ▲ 0.7	271,411 ▲ 3.9	272,791 1.3
320,500 ▲ 1.4	343,535 13.8	324,591 3.3	317,979 8.6	357,200 3.8	314,485 2.8	287,620 0.0	351,850 ▲ 1.3	330,869 ▲ 6.5	318,339 ▲ 0.1	305,136 ▲ 12.1
275,748 3.4	236,457 ▲ 5.7	274,251 1.5	287,806 1.1	313,031 0.2	270,866 0.6	304,174 14.6	298,205 ▲ 4.1	261,420 ▲ 2.1	250,759 ▲ 3.9	237,699 ▲ 15.0
0.9	1.1	1.1	1.5	1.6	1.4	1.5	1.6	3.4	3.7	3.6
0.5	0.5	0.6	1.0	1.0	0.7	1.1	1.3	2.9	3.1	3.0
1.0	1.2	1.3	1.6	1.6	1.2	1.2	1.1	3.1	3.5	3.6
2.3	2.2	2.5	2.6	2.5	2.4	1.8	1.7	4.2	4.4	4.6
0.0	0.0	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4
0.4	0.4	0.4	0.7	0.4	0.5	0.3	▲ 0.2	0.1	▲ 0.1	▲ 0.3
4.1	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5	3.7
0.95	0.96	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10
1.04	1.05	1.06	1.09	1.11	1.09	1.10	1.07	1.11	1.13	1.08

22年=100とした指数を基礎としている。ただし、「きまって支給する給与」のうち岩手県の調査産業計、所定

4 そ の 他

第 28 表

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：時間/月)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
超過勤務 時間数	17.8	16.7	15.1	15.7	16.2	16.1	19.7	21.6	17.2	16.2

- (注) 1 任命権者（医療局、企業局を除く）の平均であること。
 2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数（12）で除して算出したものであること。

第 29 表

長期療養者数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
A. 長期療養者数（人）	148	144	125	114	130
B. うち精神疾患による長期療養者数（人）	98	105	86	74	81
B/A×100（%）	66.2	72.9	68.8	64.9	62.3

- (注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部の合計であること。
 2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものであること。